京都総評第 96 回定期大会
9 月 7 日（土）
ラボール京都
10～17 時

アドバイス

労働相談ホットライン
0120-378-060
秘密厳守 相談無料

第 237 号
2024 年 9 月 2 日（月）
発行責任者　稲村
編集責任者　西浦
連絡先　075-811-6770

パワハラ・・一方の話しか聞かないで対処する経営=学校側

相談事例①（男性 60 代・学校事務・正職員 34 年勤務）

今年の 4 月に新入職員が直属部下として就職したが 3 日勤務して 4 日目に休業。その日に全学メールでその女性職員が突然に他部署に異動になった。直ぐに所属長と話しをするが「厳しい内容だが詳しい経過は何も言えない、胸に手を当てて考えなさい」と言われた。教務掛長をしているが職員は全体でも 5 人しか居なくて彼女以外はみんな非正規で、異動した代わりの補充はなく、仕事が多忙を極めた。7 月に学校のハラスメント委員会で私に対する聞き取り調査があった。ハラスメントの訴えはハラスメントをされた当事者ではなく第三者になっていた。

具体的な訴えの内容は「スーツを着てやる気があるのか。写真よりも美人だ。11 時までには帰らせる。2 人で印刷室に入り恐怖を感じた。監視されているなどなど、合計 20 回ほどのパワハラ行為がある」との事の聞き取りだったが身に覚えがないことばかりだったので反論した（そのやり取りは録音済）。第三者とはかつて業務上で口論となったある課長と思う。何故ならば、異動になった女性職員のメンター役をその課長がしていて休む 1 日目に 2 人で話していたから。今後、他の職員にもヒアリングをして 10 月にはハラスメント報告書が出る。身に覚えがないハラスメント訴えに対して何か反論できないか？

（アドバイス）

経過を聞くと、何故、その女性だけの訴えで異動させたのか？貴方に対する聞き取りもないまま一方的に異動させるやり方はいかがなものかと思います。その課長に対する思いがあるかも知れませんが、根本的にはハラスメントの訴えがあったときの学校の管理運営体制の問題がある様に感じます。その事を問題にするにならば職場の労働組合に相談したほうが良いです。その課長を個人的に訴えたいならば弁護士を紹介します。

事故免責 5 万円請求、誤配 1 万円罰金、年休不明、もうやめたいが？！

相談事例②（男性 40 代・配送業・正社員・3 年勤務）

業務上の事故を起こし、会社が加入している保険で対応したが免責 5 万円を請求された。問題がないか？就業規則が事業所に置いてなく見たことがない。法律違反では？最近の朝礼で、誤配があった場合 1 万円の罰金を言われたが納得がいかない。年休の日数も知らされていなくシフト上の休み（年間 96 日）しか取っていない。こんな会社には見切りをつけて退職したいと思うが会社からは 2 カ月前までに退職届を出すように言われているが、民法上は 2 週間

前に出せば有効と言われているがどう判断したら良いのか？

今の会社は 8 月末に退職し 9 月からは別の会社に就職することになった。しかし、事故の保険に係わる免責 5 万円を 8 月末までに支払ってくれといわれている。年休が後 18 日あるのでそれを消化して、残った分の年休は買い取ってもらいたい。また離職票も請求したい。

（アドバイス）

事故を起こした場合の処理の内容がどうなっているのかどういう契約になっているのかを確かめて下さい。就業規則を見せないのは違法です。また、誤配で罰金 1 万円は労基法違反の疑いがあるので監督署に相談してください。退職する場合は民法上は 2 週間前で問題がないですが、就業規則の規定を会社側が持ち出す場合もあります。その場合の判断は裁判になります。退職する前に年休を全て消化した方が良いと思います。あなたの場合は 20 日以上あるのでそれを消化してから退職する方が良いでしょう。また、労働組合に加入する意思があるなら連絡ください。

免責 5 万円請求の根拠がない以上は支払う必要はありません。年休はすべて請求して休み、どうしても残った分は買取を求めてみて下さい。離職票は請求できます。

1 年以上前から依頼しても退職できず・・仕方ないのか？！

相談事例③（女性 50 代・看護師・正規 20 年）

「うちは中小企業だから」と、1 年以上前から要望してるのに退職させてもらえず、「看護師長」職で、人出不足で夜勤のシフトに新たにつかざるを得なくなったりまでしている。次の、仲間とやる介護関係の仕事のチームが待ってるのに、仕方がないことか？また、辞める事でのいざこざで次の仕事に不利になることはあるのでしょうか？

（アドバイス）

会社の就業規則上も退職申込期限は 2 カ月前でいいのだから、いっぱいいっぱい年休権行使して、2カ月後の日付けで退職届を出せばいい。退職時には経営側の時季変更権は行使できない。仕事内容の引継ぎ位はしたらいいけど、法律上は 2 週間前の退職予告でもいいのであるし。辞めてからどこかの職員になるのであっても無関係だが、ましてやみなさん事業主になるのであるし、今勤務の病院と業務関係あるなら別ですが、退職時のことなど無関係です。

8 月の相談内容の特徴

相談件数（新規）は 22 件で累計 19456 件でした。

- 相談の契機はホームページ 10、団体・知人 5、ビラ 3、不明 4
- 性別は男性 9、女性 12，不明 1
- 相談内容は、パワハラ 6、賃金残業代 4、労働時間・休暇 3、解雇・雇止め 2、社会保険 1、配転・出向 1，組合加入 1，その他 4
- 組合加入は JMITU で 1 人